

平成29年度実施方針に基づく重点推進事項の実施計画

(公財)えひめ農林漁業振興機構

*愛媛県農地中間管理事業推進会議の構成員は、重点推進事項を推進するため次の取り組みを協力して実施する。

取組内容	取組主体	具体的な取組計画
<p>1 県及び機構等は、市町や農業委員会と連携を密にして事業の推進を図る。</p>	<p>機構、県(農地・担い手対策室、農産園芸課、農地整備課)、市町、農業会議、JA 中央会、中四国農政局愛媛支局</p>	<p>○県及び機構等は、市町及び農業委員会、農協、県普及機関が参加する担当者会や現地検討会、個別協議等を通じて、事業の進捗状況の把握と課題の解決に向けた協議を行う。とりわけ、機構と協定を締結した農協に関係する市町とは連絡を密にして、樹園地における農地中間管理事業の活用に取り組む。</p> <p>○機構は、中四国農政局愛媛支局が実施する毎月の市町巡回と連携して、上記の取り組みを実施する。</p> <p>○市町は、借受希望者のマッチングに努めるほか、基盤法による貸借のうち農地中間管理事業の活用が効果的と判断した案件については、貸借双方に機構事業の利用を促す。</p>
<p>2 県及び機構は、農地の受け皿となる担い手の確保・育成に取り組む普及機関と連携し、集落営農組織の設立・法人化、新規就農者の確保を推進する。</p>	<p>県(農地・担い手対策室)、機構、県普及組織、JA 中央会、農業会議、県信連、全農県本部、日本政策金融公庫、市町、農協、</p>	<p>○県は、普及機関における集落営農組織と新規就農の担当者を機構のコーディネーターに位置づけ、農地中間管理事業等にかかる研修を実施する。</p> <p>○法人化・農地集積支援チーム(県、機構、農業会議、JA 中央会、全農県本部、県信連、日本政策金融公庫の職員のほか専門家集団)は、普及コーディネーターとともに、法人化が見込まれる10組織と組織設立が見込まれる6地区の活動を支援し、農地の集積では農地中間管理事業の活用につなげる。</p> <p>○機構は、農協や市町の協力を得て、集落営農法人22法人に農地中間管理事業への参加を働きかけ、少なくとも4法人について事業の活用につなげる。</p>
<p>3 県及び機構等は、推進会議及び地方局支局の推進班会議、地区普及推進協議会において、関係機関・団体の協力体制を強化するとともに、必要に応じて市町首長と意見交換を行う。</p>	<p>県(農地・担い手対策室) 機構、地方局産業振興課、支局地域農業室</p>	<p>○機構は、農地中間管理事業推進会議を四半期ごとに開催し、事業推進の進捗管理を行うとともに、更なる取組みの強化が必要とされる内容について関係する構成員に要請する。</p> <p>○県及び機構は、県の地方局・支局の農地中間管理事業推進班会議や地方局普及推進協議会、首長との意見交換を通じて、市町、農協等の幹部に事業の目的や農政の方向、県や機構の対応方針を周知し、各コーディネーターが円滑に活動できる環境を整える。</p>

取組内容	取組主体	具体的な取組計画
4 機構は、意欲ある農協との間で農地中間管理事業の推進にかかる連携協定を締結し、新規就農者への支援を強化する。	機構、県(農地・担い手対策室)、JA中央会、全農えひめ、県信連	<p>○機構は、協定を締結した農協及び関係する市町等と①就農希望者の斡旋・確保、②住居の確保、③研修中の生活支援、④技術の修得、⑤営農を始める農地の整備・確保、⑥営農開始後の指導を行う体制を整え、農地中間管理事業の活用を図る。</p> <p>○機構は、協定を締結した農協の協力により、機構が借り受けた樹園地の整備と新規就農者への貸しつけを行うとともに、市町の協力を得て果樹産地における樹園地の集積に取り組み、農地中間管理事業の果樹版モデルの次元に努める。</p> <p>○機構は、新規就農者の受入れに意欲的な農協に働きかけを行い、機構との連携協定を締結する農協の拡大をめざす。</p>
5 機構等は農業委員会や農地基盤整備部局等との連携を強化する。	機構、県(農地・担い手対策室)、農地整備課、地方局農村整備課)、農業会議、農協、市町	<p>○機構等は、新たに選任された農地利用最適化推進委員に対し農地中間管理事業等の研修を行い、担い手の育成・確保と農地集積に対する協力を求める。この研修は市町ごとに行い、希望する農業委員会についてはすべて実施する。</p> <p>○機構は、農地整備部局又は農協、市町、普及機関の要請を受けて、基盤整備地区における担い手や工区の圃場整備委員会に対し、機構事業の目的が担い手の育成と優良農地の維持・継承にあることを周知する。</p>
6 機構は担い手との意見交換や評価委員会、理事会において提言された内容の具体化。	機構	<p>○機構は、青年農業者など意欲ある農業者と適宜、意見交換を行うほか、評価委員会や機構理事との意見交換の内容は機構のホームページに掲載するとともに、提言は早期に具体化するように検討する。</p>
7 広報による機構事業の周知。	機構	<p>○機構は、事務処理の改善に伴い「農地中間管理事業の規程・要領集」及び「事務処理関係様式集」の改訂版を作成し、関係機関・団体に提供して周知徹底を図る。</p> <p>○機構は、農業生産構造の改革と機構事業の活用に関して、愛媛新聞等により広く周知し理解を求める。</p> <p>○農地中間管理事業のポスターを作成し、市町やJA等の掲示し、事業の周知を図る。</p>